

第255回埼玉県都市計画審議会

令和6年2月6日午前10時00分開会

場所 ロイヤルパインズホテル浦和

○事務局 定刻になりましたので、ただいまから第255回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課副課長の粕谷と申します。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、お忙しい中、またお足元の悪い中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。埼玉県都市計画審議会条例第5条第2項の定めにより、会議を開くには委員の2分の1以上が出席している必要があります。本日18名の御出席をいただいております、規定の定足数に達しているため、本審議会は成立となります。

ここで本日の資料を確認させていただきます。事前にお配りした資料が、配布資料一覧表、議案概要一覧表、議案書でございます。加えまして、本日机の上にお配りしておりますのが、次第、座席表（1）、座席表（2）、委員名簿、参考資料でございます。

以上でございますが、不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、注意事項につきまして御説明させていただきます。まず、お手元のマイクの使用法について御案内いたします。御発言の際には、マイクのボタンを押していただくとランプが赤色に点灯いたしますので、その状態でお話してください。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押していただき、ランプが消えている状態に戻していただくようお願いいたします。

また、マイクが音声を拾いやすくするため、御発言の際には、口元にマイクを近づけていただきますようお願いいたします。

本日の進行についてでございますが、議案数が多いため区切りのよいところで10分程度の休憩時間を取らせていただく予定でございます。

次に、令和6年度中のオンライン傍聴運用に向け、今回も幹事席の前にオンライン傍聴用のカメラを設置させていただいております。事務局職員がカメラ映りやマイクの調子を確認するために設置しており、県民向けの配信はしておりませんので御承知おきください。

それでは、この後は埼玉県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、大沢会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○会長（大沢） 了解いたしました。それでは、本日は委員の皆様には大変御多忙のところ、大雪の中、御出席いただきましてありがとうございます。皆様の御協力をいただき、審議は慎重かつ効率的に進めてまいりたいと思っておりますので、皆様御協力のほど何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず本日の会議録の署名委員でございますが、埼玉県都市計画審議会運営規則第5条第2項の規定により、大変恐縮ですが、私から指名させていただきたいと存じます。1名は高田委

員さん、それから内沼委員さんのお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づき、原則公開となっております。私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございません。委員の皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は全て公開で進めさせていただきたいと存じます。

本日、傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 いらっしゃいます。

○議長（大沢） それでは、傍聴者の入場を許可いたします。よろしくお願いいたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（大沢） 議事に入ります前に、傍聴者の皆様に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領をよく読み、遵守いただきますようよろしくお願いいたします。この傍聴要領に反する場合には、退場していただくことがございますので、御注意のほどよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより第255回埼玉県都市計画審議会の議事に入りたいと思います。

本日は、お手元にありますとおり、議第5328号「蓮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」をはじめといたします17議案につきまして御審議をお願いするものでございます。

関連する議案がございますので、効率的に審議を進めるため、個別の審議に入る前に、本日の議案の進め方につきまして幹事より説明をよろしくお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の吉岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議の進め方につきまして説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

前方のモニターを御覧ください。本日御審議いただく17議案のうち、議第5328号から議第5338号までの11議案につきましては、これまで御審議いただいていた都市計画の第8回定期見直しに関する案件でございます。このうち赤枠でお示しした議第5328号及び5329号の蓮田都市計画の2議案につきましては、新たな市街地整備による「区域区分」の変更、いわゆる個別地区の線引き拡大が必要となる都市計画のため、まずはこの2議案を一括して御審議いただければと存じます。

また、青枠でお示しした議第5330号深谷都市計画から5338号北川辺都市計画までの9議案につきましては、新たな市街地整備による「区域区分」の変更、いわゆる線引き拡大のない都市計画区域のため、一括で御審議いただければと存じます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大沢） ありがとうございます。ただいま御説明いただいたとおり、関連した議案につきましては、一括で審議したいとのことですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） それでは、異議ないものとして、そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず議第5328号「蓮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」及び議第5329号「蓮田都市計画区域区分の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 改めまして、都市計画課長の吉岡でございます。よろしくをお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

引き続き前方のモニターを御覧いただきたいと思います。まず、個別の議案に入る前に、都市計画の第8回定期見直しの概要について御説明いたします。埼玉県では、昭和45年以降、おおむね5年ごとに都市計画の全体的な見直しを行ってまいりました。現在8回目の定期見直しを進めているところでございます。この定期見直しの対象となる都市計画は、都市計画の基本的な方針を定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と市街化区域と市街化調整区域の区分を定める「区域区分」でございます。今回の定期見直しでは、目標年次の更新や関係法令の改正、また県の主要計画の見直し等を踏まえ変更を行うものでございます。関係機関との調整が整った都市計画区域から順次見直し手続を進めており、既に灰色でお示しした県内29都市計画区域の手続が完了しております。今回の審議会では、赤色でお示しした蓮田都市計画区域をはじめとした7都市計画区域について御審議いただくものでございます。

それでは、個別の議案の説明に入らせていただきます。議第5328号及び議第5329号の蓮田都市計画に関する2議案につきましては、関連がございますので一括して御説明させていただきます。議案書は、5ページから37ページでございます。

蓮田都市計画区域は、蓮田市、白岡市の2市で構成され、県の東部、都心から約40kmに位置しております。

まず、議第5328号「蓮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」御説明いたします。議案書は5ページから30ページでございます。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針で定める事項は、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、主要な都市計画の決定の方針、方針図の4つでございます。

初めに、「都市計画の目標」につきまして御説明いたします。都市計画の目標では、上位計画である「まちづくり埼玉プラン」を基本指針とし、県内を県北ゾーン、圏央道ゾーン、県南ゾーンの3つのゾーンに区分し、それぞれの特徴に応じて基本理念を定め、目標を実現するための主な取組を掲げております。御審議いただく蓮田都市計画区域は、圏央道ゾーンに位置しております。

具体的な見直しの内容につきまして御説明いたします。まず、「都市計画の目標」でございます。

基本理念1「コンパクトなまちの実現」におきましては、圏央道ゾーンの特性を踏まえ、引き続き中心市街地に多様な都市機能を集積する、都市の利便性と田園のゆとりを共存していくこととしております。また、社会情勢の変化や県の諸計画の改正を踏まえ、職住が近接したまちづくりを推進する、環境への負荷を低減しエネルギー効率の良い脱炭素社会の実現を図るといった取組を追記しております。

基本理念2「地域の個性ある発展」につきましては、引き続き産業集積により雇用を確保し、次世代が暮らしてみたくなるまちづくりを進めることとしております。

また、基本理念3「都市と自然・田園との共生」につきましても、引き続き田畑や里山を活用しつつ、良好な田園と自然を保全することとしております。

次に、「区域区分の方針」でございます。蓮田都市計画区域では、法令に基づき区域区分を定めております。基準年を平成22年から平成27年に、目標年次を平成37年（令和7年）から令和12年に変更するなど、必要な見直しを行っております。

次に、「主要な都市計画の決定の方針」でございます。土地利用に関する方針におきまして、新たに埼玉県地域強靱化計画が作成されたことを踏まえて、都市防災に関する方針を見直ししております。また、都市緑地法等の改正を踏まえ、都市内の緑地の維持などに関する方針を追加しております。

最後に、方針図についてでございます。方針図ですが、右側の凡例にありますように、黄色で示した市街化区域や緑で示した公園・緑地、主要な道路や鉄道、河川などを表示し、蓮田都市計画区域では蓮田駅周辺や白岡駅周辺に中心拠点、新白岡駅周辺に生活拠点、白岡工業団地などに産業拠点を位置づけております。また、赤い円で囲まれた高虫西部地区を新たに産業拠点として位置づけるとともに、市街化区域を示す黄色い範囲を拡大しております。なお、この高虫西部地区の詳細につきましては、この後区域区分の変更にて御説明をさせていただきます。

続きまして、議第5329号「蓮田都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。議案書は31ページから37ページでございます。本議案は、蓮田市の高虫西部地区について、市街化調整区域から市街化区域に編入するものでございます。

初めに、高虫西部地区の位置でございます。赤線で囲んだ高虫西部地区は、蓮田市の西の端、行政境に位置しており、区域の面積は約26.3haでございます。圏央道〔首都圏中央連絡自動車道〕の桶川加納インターチェンジから北東に約2.5km、圏央道の白岡菖蒲インターチェンジから南西に約3.5kmに位置しており、交通の利便性の高い地区となっております。

続きまして、現在の土地利用の状況でございます。本地区には、住宅が数件ございますが、地区内の土地の多くは農地となっております。このたび組合施行による土地区画整理事業により、計画的な市街地整備の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。こちらは、高虫西部地区の土地利用計画図の案でございます。道路や公園、調整池などを適切に配置しつ

つ、工業系の土地利用を図る予定でございます。

続きまして、「区域区分」の計画書でございます。表の備考欄、赤枠で囲みました面積約26.3haを市街化区域に編入いたします。また、その下の赤枠の都市計画区域の面積につきましては、国土地理院が公表しています「全国都道府県市区町村別面積調」の計測方法の変更により、行政区域面積が修正されたことに伴い、蓮田都市計画区域の面積を5,215haから5,220haに変更いたします。これらにより、蓮田都市計画区域の市街化区域の面積が1,179haから1,205haに、また市街化調整区域の面積が4,036haから4,015haに変更となります。

以上2議案につきまして、2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、蓮田都市計画区域を構成する蓮田市及び白岡市に対しまして意見照会を行ったところ、賛成との回答をいただいております。

議第5328号、議第5329号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたらよろしく願います。いかがでしょうか。

では高田委員、願います。

○高田委員 1点だけお伺いさせていただきます。自治体との行政境ということなので、桶川市や久喜市や伊奈町との調整は既に終えているということによろしいでしょうか。

○議長（大沢） 御質問いただきました。いかがでしょうか。

○幹事（都市計画課長） お答えいたします。

本地区は、蓮田市の西端に位置してございますので、隣接する市町との調整は、これまでも丁寧に行っております。地元説明会あるいは個別の話ですと、排水の問題ですとか農地の営農の関係での排水施設の切り回しですとか、あるいは道路の関係、特に本地区の場合につきましては最寄りの桶川加納インターチェンジにつながるアクセス道路が桶川市道を経由してつながることになりますので、こういった点での道路管理者である桶川市との調整、また交通協議、そういったところを丁寧に進めてきたところでございます。このため、関係市町からの賛同をいただいている状況でございます。

○議長（大沢） 御質問ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。では、私から2点御質問させていただければと思います。今回区域区分の変更で市街化区域に編入ということなのですが、都市計画法施行令で溢水とか災害リスクが高いところについてはいろいろ調整されたとなっておりますが、今回河川が3本ぐらい流れているところなのですが、浸水リスクに対しての対応はどのようになっているかという点が1点。

それから、もう一点、今回用途地域を指定する権限は蓮田市にあると認識しております。今回の用途地域については工業系の用途地域であると幹事から御説明いただいたのですが、どのような用

途地域の指定を検討されているのか、この2点について御質問させていただければと思います。

○幹事（都市計画課長） 御回答いたします。

まず、1点目ですけれども、ハザードの関係ですが、この地区につきましては今会長から話がありましたとおり、河川に囲まれたような地理、地形的な状況になってございますので、特に洪水時の浸水の懸念がある場所でございます。こちらにつきましては、土地区画整理事業によりまして、高盛土を行い、進出してくる企業につきましては、建物等に浸水被害が発生しないような、造成計画を組んでございます。また、逆に高盛土をすることによって、本来湛水機能を有していた部分に貯まるはずの水が場合によると周辺地域にこぼれ落ちるといった心配もございますので、これにつきましては地区内に調整池を2か所設置いたしまして従来よりも浸水上の問題が拡大しないような対策を取ってございます。

もう1点の、用途地域ですけれども、予定されている用途地域の種類といたしますと、「工業地域」の指定を検討しているというお話をいただいております。工業的な土地利用を予定しているところでございます。従業員等が場合によると、ちょっとしたお食事の買い物だとか、そういったことも必要になってくるということもございますので、工業系の中でもある一定規模の店舗等の立地を許容する工業地域の指定を考えているということをお聞きしております。

以上でございます。

○議長（大沢） 了解いたしました。ありがとうございました。

ほか皆様いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） それでは、議第5328号及び議第5329号の議案につきまして採決したいと思います。

議第5328号及び議第5329号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。

異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

皆様、ありがとうございます。

それでは、続きまして議第5330号「深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から議第5338号「北川辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」までの計9案の議案を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議案の説明に入らせていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

前方のモニターを引き続き御覧ください。議第5330号、「深谷都市計画ほか5都市計画の都市計

画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議第5331号、「深谷都市計画ほか2都市計画の区域区分の変更について」でございます。これら9議案につきましては、新たな市街地整備による区域区分の変更いわゆる個別の線引き拡大のない都市計画の変更でございますので、一括で御審議をお願いしたいと存じます。議案書は、39ページから204ページでございます。

まず、それぞれの都市計画区域の位置でございますが、図面の赤色で表示しました深谷、寄居、本庄、児玉の4都市計画区域は、県北ゾーンに位置しております。また、青色で表示した加須、北川辺の2都市計画区域は、圏央道ゾーンに位置しております。これら6都市計画区域のうち、図面でハッチのかかった深谷、本庄、加須の都市計画区域につきましては、「区域区分」を定めてございます。このため「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と「区域区分」の変更を今回いたします。ハッチのかかっていない寄居、児玉、北川辺の3都市計画区域は「区域区分」を定めていない、いわゆる非線引き都市計画区域でございます。このため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のみを変更いたします。

なお、議案の説明でございますが、圏央道ゾーンに位置している加須、北川辺の2都市計画区域につきましては、ただいま御審議いただいた議第5328号及び5329号の蓮田都市計画区域と同様な考え方で見直ししておりますので、説明は割愛をさせていただきます。このため県北ゾーンにおける「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と「区域区分」の変更の考え方につきまして説明をさせていただきます。ここでは、県北ゾーンを代表して深谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分の変更について説明をさせていただきます。

初めに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について御説明いたします。「都市計画の目標」でございます。基本理念1「コンパクトなまちの実現」では、引き続き中心市街地に多様な都市機能を集積する、既存市街地の社会基盤を生かした核を維持することとしております。また、社会情勢の変化や県の諸計画の改正を踏まえ、職住が近接したまちづくりを推進する、環境への負荷を低減しエネルギー効率の良い脱炭素社会の実現を図るといった取組を追記しております。

基本理念2「地域の個性ある発展」では、引き続き高速道路ネットワークの波及効果を地域振興に結びつけるとともに、地域資源を生かしたコンセプトのあるまちづくりを進めることとしております。

基本理念3「都市と自然・田園との共生」では、引き続き郊外部に広がる豊かな田園環境を保全・活用することとしております。

「区域区分の方針」につきましては、議第5328号、蓮田都市計画区域と同様に、基準年を平成22年から平成27年に、目標年次を平成37年（令和7年）から令和12年に変更するなど、必要な見直しを行っております。

「主要な都市計画の決定の方針」につきましても、蓮田都市計画と同様に、土地利用に関する方

針において都市防災に関する方針を見直すとともに、都市内の緑地の維持などに関する方針を追加しております。

最後に、方針図でございます。深谷都市計画区域では、深谷駅周辺の中心拠点のほか、岡部駅や武川駅周辺などに生活拠点、深谷工業団地などに産業拠点を位置づけております。なお、深谷都市計画区域ほか5都市計画区域では、新たな市街地整備による区域区分の変更は伴わないため、市街化区域を示す黄色の範囲の変更はございません。

次に、「区域区分」の変更について御説明させていただきます。先ほど御説明させていただいたとおり、「区域区分」を定めているのは深谷、本庄、加須の3都市計画区域となります。

「区域区分」の計画書でございます。上段でございますように、目標年次を平成37年（令和7年）から令和12年に変更いたします。こちらは3都市計画区域同様でございます。規模でございますが、深谷、本庄の2都市計画区域については面積の変更はございません。加須都市計画区域につきましては、下段に示しましたように、国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」の計測方法の変更により、行政区域面積が修正されたことから、都市計画区域の面積を11,247haから11,240haに変更し、併せて市街化調整区域の面積を9,843haから9,836haに変更いたします。

以上9議案につきまして、2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、深谷都市計画ほか5都市計画区域を構成する3市4町に対しまして意見照会を行ったところ、賛成との回答をいただいております。

議第5330号から議第5338号までの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） 特に御意見ないようでございますので、議第5330号から議第5338号までの計9議案につきまして採決をしたいと思います。

議第5330号から議第5338号までの計9議案につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定したいと思います。

皆様、ありがとうございました。

では、続きまして議第5339号「草加都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 引き続きよろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議第5339号、草加都市計画道路の変更につきまして説明いたします。議案書は、205ページから213ページでございます。前方のモニターを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、草加都市計画区域の都市計画道路2路線を変更するものでございます。草加都市計画区域は、草加市、八潮市、三郷市の行政区域の全域から成り、都心からおおむね20km、本県の南東部に位置しております。今回変更いたします1・3・2号高速外環状道路は、川口市境と東京都葛飾区境とを結ぶ延長約14,960m、代表幅員23m、4車線の都市計画道路です。

変更内容でございますが、図の赤い円で示した都市計画決定している（仮称）外環八潮パーキングエリアにスマートインターチェンジを設置するために必要となる一部区域の追加と出入り口を追加いたします。また、市内へのアクセス道路となる3・4・85号入谷東西線を新たに決定いたします。

パーキングエリア周辺を詳しく説明いたします。パーキングエリアの周辺地域では、地元八潮市におきまして「北部拠点まちづくり推進地区まちづくり計画」を策定し、パーキングエリアの整備と併せスマートインターチェンジを設置することで、交通の利便性を生かした新たなまちづくりを進めることとしております。このたびスマートインターチェンジの具体的な整備計画が確定したことから、高速外環状道路の区域に濃い赤色でお示したスマートインターチェンジの設置に必要な区域と出入り口を追加する都市計画の変更を行います。また、周辺地域からスマートインターチェンジへのアクセス性の向上を図るため、3・4・85号入谷東西線を新たに決定いたします。

3・4・85号入谷東西線の詳細につきまして説明いたします。この道路は、八潮市大字八條地内に位置する延長約410m、代表幅員16m、2車線の都市計画道路であり、今回新たに決定いたします。これらの道路を計画的に整備することにより、東埼玉道路や県道平方東京線へのアクセス性が飛躍的に向上し、地域振興と広域的な道路ネットワークの形成が期待されます。

議第5339号の草加都市計画道路の変更につきまして、2週間案を縦覧に供しましたところ、御意見の提出はございませんでした。また、草加都市計画区域を構成する草加市、八潮市、三郷市に対しまして意見照会をしましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5339号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

では、高田委員、お願ひいたします。

○高田委員 1点だけ質問させていただきます。

これまで既に草加市の都市計画審議会でも十分議論尽くしてきていると思いますが、隣接して学校があるところで、かなり交通量が変わると思うのです。学校等への説明とか、この辺は理解が得

られているのか、質問させていただきたいと思います。

○議長（大沢） 御回答をよろしくお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 回答いたします。

スマートインターチェンジの整備によりまして、周辺道路の交通量の増加が想定されます。学童の安全確保という観点では、地元町会や学校関係者との調整を丁寧に行ってまいりました。今後も引き続き安全対策については関係者と十分に調整を行ってまいりたいと考えております。また、交通安全対策の必要性につきましては、丁寧に協議、調整を進める上で、場合によりましたら、今後立地する企業に対しましても一定のルールを定めるなど、こういったことについても配慮していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（大沢） 御指摘ありがとうございます。特に小学校、中学校あるところでございますし、非常に大型車が増えるようなエリアでもございますので、ぜひその点のソフト的な配慮につきましても、御配慮のほどよろしくお願いいたします。

ほかいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） それでは、議第5339号の議案につきまして採決したいと思います。

議第5339号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） 異議がないものとして、本案は原案のとおり決定したいと思います。

皆様、ありがとうございました。

次に、議第5340号「所沢都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 引き続きよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

議第5340号、所沢都市計画道路の変更につきまして説明いたします。議案書は215ページから223ページでございます。あわせて、お近くのモニターを御覧ください。

本議案は、所沢都市計画区域内の都市計画道路2路線を変更するものでございます。所沢都市計画区域は、所沢市の行政区域の全域から成り、都心からおおむね30km、本県の南西部に位置しております。今回変更いたします都市計画道路のうち、3・3・2号東京狭山線は、東京都清瀬市境と狭山市境とを結ぶ延長約7,750m、代表幅員25mの都市計画道路でございます。また、3・3・3号宮本柳瀬線は、新座市境と所沢市宮本町一丁目とを結ぶ延長約8,400m、代表幅員25mの都市計画道路でございます。今回の変更では、赤い円でお示しした東京狭山線と宮本柳瀬線とが交差する交差点構造等の変更に伴うものでございます。

具体的な変更内容につきまして御説明いたします。現在この交差点は平面構造により交通を処理しております。昨今の交差点を取り巻く交通事情といたしまして、東京都境での県道練馬所沢線の開通、狭山市内での有料道路の無料化等の影響により、東京狭山線の交通量が大幅に増加しております。このため、この交差点では慢性的に交通渋滞が発生し、その対策が急がれております。このため、この交差点の円滑な道路交通の確保に向けて、右上のほうにありますイメージ図にあるような東京狭山線が宮本柳瀬線の下を通る立体構造に変更するものでございます。

具体的な都市計画の変更内容について説明いたします。この交差点の構造を平面から立体へ変更することに伴い、東京狭山線から宮本柳瀬線へアクセスできるよう、副道を確保する必要がございます。このため、赤で表示した副道部分の道路幅員の見直しを行うものでございます。併せて、両路線の車線数を4に決定いたします。

議第5340号の所沢都市計画道路の変更につきまして、2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、所沢市に対して意見照会をいたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5340号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

この内容につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

道路構造令等によれば、普通4車線と4車線の交差については、立体交差にすることが望ましいというようなことが決まっていたと思うのですけれども、これ当初決定したときには車線数の明記はそもそも都市計画決定として明記していなかったということから、多分恐らくまだ幅員も分からないということから、そのときは立体交差としての決定はしなかったというような理解でよろしいでしょうか。

○幹事（都市計画課長） お答え申し上げます。

当初決定は、昭和44年になります。そのときの当時の交通量推計を基に、この交差点の交通処理につきまして交通協議を行ったところ、平面での交通処理が可能という状況がございました。その後、周辺での道路整備の進捗に伴いまして、当初予定できなかった交通量が非常に付加されてきたという現状がございます。これに対して今回構造を見直しするという流れになってございます。

以上でございます。

○議長（大沢） 了解いたしました。

ほか御質問等いかがでしょうか。

では、高田委員、お願いいたします。

○高田委員 今の画を見させていただくと、副道も4車線の主要幹線道路だと思うのですけれども、副道を4車線にしたことで道路幅がかなり大きくなると思うのです。それによって土地の収用がす

ごく大変になるとか、そういう懸念というのはございませんか、大丈夫でしょうか。

○議長（大沢） いかがでしょうか。

○幹事（都市計画課長） お答え申し上げます。

副道も非常に交通量が多くなることが見込まれますので、4車線で計画をさせていただいているところがございます。なお、この道路につきましては、暫定的に平面交差で供用を行っておりますが、この整備時点で今後の交通量の大幅な増加がある程度見込まれたということがございまして、将来的な4車線、立体化を想定した用地など、御理解をいただいているところがございます。なお、関係権利者に大きな土地を持った方々がいらっしゃいましたので、4車線で将来を見越した用地につきまして、地権者の負担を軽減するということも含めて、御理解いただいているところがございます。

○議長（大沢） よろしゅうございますでしょうか。

○高田委員 ありがとうございます。

○議長（大沢） ほかいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） それでは、御質問等なければ、議第5340号につきまして採決いたしたいと思えます。

議第5340号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） 異議がないものとして、本案は原案のとおり決定したいと思います。

皆様、ありがとうございます。

それでは、次に議第5341号「狭山都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 引き続きよろしくをお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

議第5341号、狭山都市計画道路の変更につきまして説明をいたします。議案書は、225ページから233ページでございます。お近くのモニターを御覧ください。

本議案は、狭山都市計画区域内の都市計画道路1路線を変更するものでございます。狭山都市計画区域は、狭山市の全域から成り、都心からおおむね40km、本県の南西部に位置しております。今回変更いたします3・4・3号入間柏原線は、入間市境と狭山市柏原とを結ぶ延長約7,130m、代表幅員16mの都市計画道路でございます。

今回の変更は、赤い円で示した一部区間の廃止や起点の変更などを行うものでございます。具体的な変更内容について御説明いたします。3・4・3号入間柏原線は、紫色でお示した一般国道299号の一部を構成する路線となっております。この道路の狭山市から飯能市までの区間では、交通量が多く、幅員も狭いことから、朝夕を中心に慢性的に混雑しておりました。近年太い紫色でお示

しした飯能狭山バイパスが整備されたことにより、交通の流れがバイパスに転換され、一般国道299号の笹井交差点から飯能市街地方面の混雑が緩和されました。このため、黄色で表示した笹井交差点から西側区間について、都市計画道路としてのネットワークの必要性がなくなったことから、この区間の都市計画決定を廃止することといたしました。

具体的な変更内容につきまして、変更箇所を拡大して御説明いたします。現在入間市と狭山市との市境に位置する入間柏原線の起点の位置を、飯能狭山バイパス、都市計画道路名ですと3・3・15号飯能所沢線との交点に変更し、黄色の区間の都市計画決定を廃止いたします。当該区間の廃止によりまして、路線延長が7,130mから約6,870mに変更されます。併せて、車線数を2に決定いたします。なお、本路線は先の9月の都市計画審議会でご報告いたしました「都市計画道路の検討・見直し指針」に基づいた一斉見直しにおきまして、代替機能が確保されたことにより一部区間を廃止すると位置づけられた路線でございます。

議第5341号の狭山都市計画道路の変更につきまして、2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、狭山市に対して意見照会をいたしましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5341号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

今回都市計画道路を廃止するという事は、そもそも道路もできているので、基本的には問題ないと思っておるところなのですが、入間市側についてはもともと道路として都市計画決定はされていなかったというふうな理解でよろしゅうございますでしょうか。

○幹事（都市計画課長） お答え申し上げます。

入間市側のほうにつきましては、都市計画決定されてございません。

○議長（大沢） 了解しました。

ほかよろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） それでは、議第5341号の議案につきまして採決したいと思います。

議第5341号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定したいと思います。

皆様、ありがとうございました。

次に、議第5342号「東松山都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 引き続きよろしくをお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

議第5342号、東松山都市計画道路の変更につきまして御説明いたします。議案書につきましては、235ページから243ページでございます。お近くのモニターを御覧ください。

本議案は、東松山都市計画区域内の都市計画道路1路線を変更するものでございます。東松山都市計画区域は、東松山市、嵐山町、滑川町及び吉見町の行政区域の全域から成り、都心からおおむね50km、本県の中央部に位置しております。今回変更いたします3・5・13号第一小学校通線は、東松山市神明町二丁目と東松山市大字市ノ川とを結ぶ延長約2,430m、代表幅員15m、2車線の都市計画道路でございます。この都市計画道路は、東松山市の中心部を南北方向に結ぶ主要な道路となっております。近年東松山駅東口の周辺整備や沿道で土地区画整理事業が進捗するなど、駅周辺の土地利用の推進が図られ、本路線の交通需要が増加しております。このため、安全で円滑な道路交通の確保に向けた整備が急がれております。

今回の変更内容でございますが、赤い円でお示した県道東松山越生線との交差点に、右折車線を設けるため、一部区間の幅員の変更を行うものでございます。詳細な変更内容について、拡大図面にて説明いたします。赤色で示した県道東松山越生線との交差点に2か所、標準断面図にあるような右折車線を設けるため、青色でお示した区域の幅員を15mから18mに拡幅いたします。

議第5342号の東松山都市計画道路の変更につきまして、2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、東松山市に対して意見照会をしましたところ、賛成との回答をいただいております。

議第5342号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

では、高田委員、お願いいたします。

○高田委員 1点質問させていただきます。

この場所は年に何回か歩いて通るところなのですが、この北側のところはもう拡幅が終わっていて、恐らくこの道路の周辺の方、近隣の方は、ここは拡幅するだろうというのはもう見て分かるようなところなので、既に15mの用地分についてはかなり用地買収が進んでいて、そこを18mに拡幅するという、こういう話でしょうか。

○議長（大沢） いかがでしょうか。

○幹事（都市計画課長） お答えいたします。

現決定の15m分に対して、まだ用地買収に入っていない状況です。18mで新たに、これから用地買収に入るという流れになってまいります。

○高田委員 分かりました。でも、ここで暮らしていたり御商売やられている方々は、拡幅というか将来的にはここが道路用地だなというのは、もう認識されているということでしょうか。

○幹事（都市計画課長） お答えいたします。

これまで商店街に対しまして説明会等を行ってきております。意見交換の場を設け、商店街の理解を得られていると市からも話を受けております。

以上でございます。

○議長（大沢） ありがとうございます。

ほか御質問等いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） それでは、議第5342号の議案につきまして採決を行いたいと思います。

議第5342号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） 異議がないものとして、本案は原案のとおり決定したいと思います。

皆様、ありがとうございます。

審議を開始しておおむね1時間ほど経過したところでございますけれども、本日議案がまだございまして、議案と、それから報告事項もございまして、大変恐縮ですが、10分間の休憩を取りたいと思います。11時5分から再開したいと思いますので、皆様よろしく願いいたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長（大沢） それでは、時間になりましたので、再開したいと思います。

次に、議第5343号「東松山都市計画及び小川都市計画下水道の変更について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（下水道事業課長） 埼玉県下水道局下水道事業課長の水橋と申します。議第5343号、東松山都市計画及び小川都市計画下水道の変更につきまして御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、座って失礼させていただきます。

議案書の245ページから254ページ、併せてお近くのモニターも御覧いただければと思います。

初めに、東松山都市計画及び小川都市計画下水道に定めております市野川流域下水道の位置について御説明させていただきます。市野川流域下水道は、滑川町、嵐山町、小川町の3町にまたがっております。県の西部、都心からおおむね60kmに位置しております。市野川流域下水道は、複数の町にまたがる流域下水道であることから、県が定める都市計画に主要な管渠、終末処理場、ポンプ場などを定めて事業を実施しているものでございます。

続きまして、変更内容について御説明をさせていただきます。今回の変更は、東武東上線森林公

園駅から北西へ約800mに位置する都市施設である滑川中継ポンプ場を廃止するものでございます。

次に、もう少し拡大した地図で御説明させていただきます。こちらが滑川中継ポンプ場を拡大した地図でございます。黄色で示した箇所が都市計画決定をしている滑川中継ポンプ場の区域480㎡でございます。議案書に現況の下水道管を重ね合わせたものが次の図になります。下水道は、勾配によって汚水を自然流下させており、下流に行くに従って下水道管が深くなってしまいますため、途中で適宜下水道管を浅くしなければなりません。そのため汚水をくみ上げる必要があります、ポンプ場はそのための施設となっております。

「ポンプ場」は、敷地内部にポンプの機械ですとか制御盤という電気設備等を設置する施設となっております。昭和63年に黄色で示した区域がポンプ場敷地として都市計画決定されたところでございました。しかし、その後、下水道への計画流入量が減少したため、当初計画のポンプ場ではなく、赤丸で図示したマンホールポンプでの汚水のくみ上げで対応可能となりました。「マンホールポンプ」というのは、小規模な流量に対応するための設備でありまして、ポンプをマンホール内に設置するものでありますので、下水道管と別の箇所に敷地を確保する必要がない設備となっております。今回は、黄色でお示したポンプ場の区域を廃止するものでございます。

以上、御説明させていただきました下水道の変更につきまして、都市計画法の規定に基づき2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、関係町である滑川町、嵐山町、小川町に対しまして意見照会を行いましたところ、いずれの町からも賛成との御回答をいただいております。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

この内容につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） それでは、議第5343号の議案につきまして採決したいと思います。

議第5343号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） ありがとうございます。

御異議がないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

それでは、次に議第5344号「川口都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

特定行政庁である川口市から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（川口市建築安全課長） 川口市都市計画部建築安全課長の福富でございます。それでは、議第5344号「川口都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明いたしま

す。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

議案書は255ページから261ページになります。お近くのモニターを御覧ください。

初めに、建築基準法第51条の制度概要について御説明いたします。産業廃棄物処理施設等の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ建築することができません。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は建築が可能となります。なお、特定行政庁とは建築行政の指導権限を持つ地方公共団体の長のことで、埼玉県内では川口市など12市の各市長または埼玉県知事が該当します。

今回は、川口市内に計画されるものであるため、許可権者である川口市長が特定行政庁として、本審議会に付議します。本議案は、その計画の敷地の位置が都市計画上支障がないと認められるかについて、御審議いただくものでございます。

続きまして、今回の敷地の位置について御説明いたします。敷地の位置は、青く着色した川口都市計画区域内にございます。川口都市計画区域は、川口市の行政区域の全域です。川口市は、県の南東部に位置しており、都心から20km圏にございます。

次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面上部右の赤く塗った場所でございます。JR京浜東北線川口駅から東へ約3.2kmの地点にあり、所在地は川口市弥平三丁目12番18号でございます。今回の敷地は、市街化区域内にあり、用途地域は工業地域でございます。

次に、車両の搬出入経路でございますが、幹線道路である県道川口草加線に接続する幅員8mの川口市道南平321号線を通して搬出入を行う予定でございます。計画の概要について御説明いたします。今回の計画は、産業廃棄物処理施設を新設するものでございます。新設する施設は、脱水施設が2基でございます。それに伴い、建築物として廃棄物処理棟、事務所棟の計2棟を新築するものでございます。

続きまして、敷地の配置について御説明いたします。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は926.94㎡でございます。緑色の部分は、緑地を示しております。オレンジ色で示した部分は建築物であり、先ほど説明したとおり、計2棟を新築いたします。廃棄物処理棟の中に黄色で示されている脱水施設を設置いたします。画面左側、ピンク色で示した部分が搬出入経路の川口市道南平321号線であり、幅員は8mでございます。

最後に、排水処理についてですが、廃棄物処理施設の稼働に伴う排水は、廃棄物処理棟内で浄化処理した後、雨水、生活排水と共に敷地南側の川口市道南平328号線にある公共下水道に排水いたします。

以上が「川口都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」の概要です。

当該施設の敷地の位置について、令和5年11月に川口市都市計画審議会に諮問しましたところ、支障ない旨の回答を得ております。市といたしましても、この敷地の位置について都市計画上支障

がないものと考えております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） それでは、議第5344号の議案につきまして採決したいと思います。

議第5344号につきまして、都市計画上、支障がないと認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） 異議がないものとして、本案は都市計画上、支障がないと認めることといたします。

皆様、ありがとうございました。

それでは、皆様の御協力いただきまして、全て決まったところでございます。今回の審議事項は以上でございます。

次に、幹事から都市計画公園の見直しについて御報告したいとのことでございますので、これを許します。

幹事は、報告を願います。

○幹事（公園スタジアム課長） 埼玉県公園スタジアム課長の鈴木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私から、報告事項、都市計画公園の見直しについて御説明いたします。すみませんが、座って御説明いたします。

資料は、紙の資料ではなくて、画面に映す資料で御説明しますので、よろしくお願ひいたします。今後公園の都市計画変更を進めるに当たりまして、あらかじめ御承知おきいただきたいというところで、今回御報告するものでございます。今回は、見直しを進めるために必要なガイドラインの策定を開始することの報告でございます。

まず、見直しの目的でございます。いわゆる高度経済成長期に計画が決定されまして、人口減少、少子高齢化社会を迎える現在、土地の利用状況も変化している中、県営の都市計画公園につきましては、計画決定から20年以上開設に至っていない「長期未供用地」がございます。その長期未供用地の在り方について検討いたしまして、都市計画を見直すためのガイドラインを策定するものでございます。下にあります長期未供用地とは、用地未買収区域のほかに用地買収済みであります、工事未実施の区域ですとか、河川区域等も含んでいるものでございます。

県営の都市計画公園の現在の整備状況についてでございます。全体で31公園ございまして、そのうち未供用区域のある公園については20公園ございます。未供用区域は、全体で約420haございます。未供用がある20公園のうち、20年以上経過している長期未供用地がある公園については19公園ある状況でございます。平成25年に都市計画決定した春日部夢の森公園は、現在11年経過しているところ

ろでございまして、今回の長期未供用には含まれてございません。

見直しの進め方についてでございます。最初に、見直しの条件整理を行います。長期未供用地のある各公園について、公園全体開設済み、未供用の区域ごとに現況を把握いたします。また、各公園の将来像と公園区域から除外した場合の問題点についても把握したいと思っております。次の段、その後、見直しのための評価方法、評価項目、判断基準、留意点等の評価するための指標を設定いたしまして、ガイドラインを策定いたします。ガイドライン策定後につきましては、順次公園の見直しに着手しまして、都市計画変更の手続を進めていくものでございます。

最後に、ガイドライン策定のためのスケジュールについてでございます。ガイドラインにつきましては、庁内の委員によります検討委員会において、開催の都度学識経験者のアドバイスをいただきながら検討を進めております。学識経験者につきましては、専門の大学の先生方3名と国土交通省関東地方整備局の公園調整官にも御協力いただく4名体制で整えてございます。また、市町村にも意見照会を行って、検討に反映する予定でございます。令和6年度の検討会において、ガイドラインの案をまとめて、本審議会で改めて御報告させていただき予定でございます。その後、議会報告と県民コメントを経ましてガイドラインを策定する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

ただいまの報告事項につきまして、御質問、御意見等ございましたらお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ちなみに、県決定の公園を扱うということなのですが、一方で市町村決定でもこのような状況の未開設の公園というものがあると思うのですが、いずれかこの県決定をベースに、市町村決定の公園にもこの内容を波及していくような考え方等ございますでしょうか。

○幹事（公園スタジアム課長） 御質問ありがとうございます。基本的に、我々は県営公園を所掌していますので、県営公園を対象とするガイドラインを策定したいと考えてございます。ただ、このガイドラインについては、市町村公園についても参考になることと思っておりますので、ガイドラインは市町村にも配布して、今後の検討の参考にさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大沢） 了解いたしました。

ほかいかがでしょうか。

では、高田委員、お願いたします。

○高田委員 今、見せていただいているスライドなのですが、県民コメントを最後にパブコメでやられると思うのですが、その意見が反映するようなフローにはちょっと見えていないのですが、これは実際はパブコメを踏まえて、いい意見は盛り込んでガイドラインを作成していくという、そういう形でしょうか。

○幹事（公園スタジアム課長） 御質問ありがとうございます。基本的には、県民コメントを取りまとめた上で、また検討委員会に報告といたしますか、お話しまして、修正等があれば、そのガイドラインを修正していくというようなことで、全てが反映できるかどうか分かりませんが、少なくとも県民の皆様の声は検討会の中に届けていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大沢） ありがとうございます。

ほか御質問等いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

では、すみません、田村委員、お願いいたします。

○田村委員 すみません、書類の電子化をお願いしたいのですけれども、この紙がもう今どきではないというのもありますし、皆さん多分持って来るのも大変だと思うので、タブレットとか、そういったもので電子データでいただいて、それぞれのタブレットに反映できるようにしていただきたいと思います。

○議長（大沢） 今、田村委員のほうから、書類の電子化というお話もございました。次年度以降、ウェブ化を検討するというのであれば、ウェブと書類の電子化というのは多分セットになるのではないかなと思いますが、何かその点ありますでしょうか。それと、もしこの後報告事項とかであれば、そのときお話いただいても結構でございますが。

○幹事（都市計画課長） お答え申し上げます。書類の電子化につきましては、検討事項として事務局としてもしっかり認識しておりますので、今後前向きにしっかり準備をさせていただきたいと思っています。よろしく申し上げます。

○議長（大沢） ありがとうございます。ぜひウェブ化というのと電子化というのは、多分対になってくるということになってくると思います。ぜひ御検討のほうをよろしくお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） 本日の議事を終了したいと思います。皆様、御協力ありがとうございます。

傍聴の方々につきましては、事務局の指示に従って御退席ほどよろしくお願いいたします。

〔傍聴者退場〕

○議長（大沢） そのほか、事務局から、その他報告事項があるとのことでございますので、これを許します。

事務局は報告をお願いいたします。

○事務局 事務局より1点報告をさせていただきます。

このところ何回かですけれども、審議会に御相談させていただいております会議のオンライン傍聴と会議のオンライン化の検討状況につきまして、報告をさせていただきます。

担当から説明をさせます。よろしく申し上げます。

○事務局 事務局からの報告になります。

委員の皆様におかれましては、前回の都市計画審議会でお願いたしましたオンライン傍聴及び会議のオンライン化に関する委員アンケートに御回答いただきまして誠にありがとうございました。こちらのアンケート結果と今回お配りしました参考資料について、この場をお借りして御報告させていただきます。この後着座にて御報告させていただきます。

それでは、前方のモニターを御覧ください。まず、委員アンケート結果について御報告いたします。オンライン傍聴についての主な意見といたしましては、県民が傍聴できる機会が増えることは望ましい、多くの方に会議内容を知っていただくことはよいなど肯定的な御意見をいただいた一方で、事前申込制にしたりする等、細かなルールを決める必要があるという御意見もいただいております。今回オンライン傍聴に対応したルールを定めるため、取扱要綱等を改正することとし、参考資料をまとめさせていただきました。後ほど御説明をさせていただきます。

次に、会議のオンライン化についてでございます。オンラインで参加する可能性のある委員の人数といたしまして、円グラフでお示ししましたとおり、20名中11名、委員の過半数となっております。会議のオンライン化についての主な意見としましては、オンライン化による出席率の高まり、移動時間の短縮などが上がっておりまして、オンライン化に対する期待度の大きさがうかがえております。一方、アンケートにより浮かび上がった主な課題といたしましては、オンライン環境の構築、会議の進行方法、会議非公開時のオンライン対応方法、特に採択時における通信障害発生時の対処となっております。今後これらの課題の早期解消に努め、令和6年度中の運用を目指してまいります。

次に、お手元にお配りした資料について御説明いたします。皆様、参考資料を御覧ください。今回オンライン傍聴を始めるにあたりまして、取扱要綱、傍聴要領の2点を改正する必要があることが判明いたしましたため、参考資料として改正案をまとめさせていただきます。

まず、埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱の改正についてでございます。前方のモニターも併せて御覧ください。平成10年より運用しているこれらの要綱では、傍聴方法について新たにオンライン傍聴を定義し、オンライン傍聴の定員を20名といたしました。オンライン傍聴の定員を20名とした根拠といたしましては、過去5年間の傍聴希望者数を集計したところ、最大で16名であったことから、この人数を充足する定員数とした次第でございます。

続きまして、お手元の資料を1枚おめくりください。傍聴要領の改正についてでございます。現行の会場傍聴用のほか、新たにオンライン傍聴用の傍聴要領を定めるものです。具体的には、開催日の2日前までに先着順で申し込むものとし、遵守事項として傍聴URL等の漏えい禁止、傍聴者以外のものが視認できる環境での傍聴禁止、チャット機能やスクリーンショット等の禁止を規定しております。また、オンライン傍聴につきましては、ズームのウェビナー方式を採用する予定でございます。

こちらの要綱等は会長決裁であるため、後日会長に決裁をいただいた上で、令和6年4月1日より施行したいと考えております。今後とも委員の皆様のお力添えをいただきながら運用等について定めていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○議長（大沢） 御説明ありがとうございました。

この内容につきまして、御質問等ありましたらお受けしたいと思ひます。いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

先ほどは御意見、田村委員からございましたけれども、資料のオンライン化というのも当然併せて御検討いただき、望ましいのは同じ時期に改正されるということがよろしいかと思ひますので、ちょっとその辺の御検討も併せてお願ひできればと思ひます。

あわせて、傍聴要領ということで、先ほども細かいルールを決めなければいけないのではないかとということがございましたので、特にいろんな方に見れてしまうと、ルール違反というものについて、なかなか監視できないというようなものもあります。いろんなことを想定していただき、御検討いただければと思ひます。

ほか皆さんよろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢） それでは、皆様ありがとうございました。

それでは、ここで議長の任を解かさせていただき、進行を事務局にお返ししたいと思ひます。

○事務局 大沢会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には円滑な御審議に御協力をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、今年度最後の審議会となりますので、幹事を代表して、埼玉県都市整備部長の山科から御挨拶を申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 都市整備部長の山科でございます。今年度最後の都市計画審議会でございますので、一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には、御多忙のところ御出席を賜り、また熱心に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

今年度につきましては、第8回目の定期見直しの手続が佳境を迎えたことによりまして、本日を含め4回の審議会を開催し、計69件の議案を審議いただきました。おかげさまをもちまして、県内各地域においてまちづくりが順調に進んでおります。

来年度につきましては、オンライン傍聴や会議のオンライン参加といった時代に応じた新たな会議運営につきましても、引き続き積極的に取り組んでまいります。また、本県の都市計画の基本方針であるまちづくり埼玉プランの改定に向けた準備に取りかかる予定でございます。通常の議案の審議に加え、こうした作業につきましても適宜審議会に御報告をさせていただきたいと考えており

ます。

委員の皆様には、今後とも御指導、御支援を賜りますよう心からお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○事務局 以上をもちまして、第255回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

本日はお疲れさまでございました。

午前11時33分 閉 会